

逓信同志會(テト) 出版印刷労働組合(シイ)
 運送労働組合(ウロ) 八王子労働組合(ハチ)
 東京自動車労働組合(トシ) 水道同志會(スイ)
 神奈川聯合會(カナル) 東京電氣従業員組合(トロ)
 セメント労働組合(セメ) 神奈川石叢労働組合(カネ)
 神奈川製材労働組合(カセ) 神奈川合同労働組合(カコ)
 神奈川鐵工組合(カチ) 染色労働組合(セン)
 關東鐵道労働組合(カト) 製鋼労働組合(セコ)
 埼玉労働組合(サロ) 岩手合同労働組合(イロ)
 秋田製材工組合(アセ) 秋田樽丸工組合(タマ)
 札幌労働組合(サツ) 常磐炭礦夫組合(シタ)
 群馬交通労働組合(クゴ) 前橋合同労働組合(マエ)
 支部の電略符號は各組合に於いて規定し、同盟本部に報告を求むることに決定した。

争の場中に投ずる結果なることを慮つて、今尙禁止する方針である」と云ふ意味を述べて居る。之に依つて觀るに逓信従業員の政治行動の完全なる自由獲得は、今後一層の熱心なる努力を要するであらう。

3、農民同盟と共同闘争の件
 右の件は、全國大會に提出して可決されたのであるが、今尙、實現を見るに至つて居らない。これは極めて重要な問題であるから、中央委員會を督促して、取敢ず其基礎案を作製せしむる方針である。

4、深夜業廢止に因る労働條件低下反對の件
 右の件は、全國大會に提出し、之を通過した。深夜業廢止後、資本家の當然責任はねばならぬ負擔が、労働階級に轉嫁されたのみならず、其後金解禁、世界的不景氣の影響を受けて、紡績業は非常に不況に當面した結果、操短に操短を追加し、遂に三割四分の操短實現となり、失業、減給相次いで起り、紡績労働者は未曾有の苦況に沈淪して居る。これに對して我等は、工場法中の超過労働に對する除外例廢止運動を起し、或は直接工場の經濟行動を以つて對抗した。鐘紡罷業の如きは其最も顯著なる例である。然し乍ら、現下の事情は、此くの如き決議や、箇別的經濟的行動を以つてしては如何なる解決も求め得ない。全紡績労働者の組織を完成し、紡績聯合會と對等の地位に立ち得るに至

2、逓信従業員の政治運動抑壓反對に關する件
 右は、毎年の各大會に於いて決議され、社會民衆黨とも協力して、各種の運動を續行して來たが、第五十八議會に於ける片山代議士の質問に對し、中野逓信次官は、「逓信従業員は公務の關係上、特に選挙運動を制限して來て居るけれども、漸次其範圍を縮小して行かねばならぬと思つて居る。依つて従來は慣例上従業員の立候補を禁じてあつたが、今後はそれを許すことにした。但し選挙運動そのものは、政

り、より公正な労働條件が全般的に、且つ根本的に協議されるべき合理的の勞資關係の成立を見ること、一切の基本的條件である。ありふれた問題ではあるけれども、特に一層この點の注意を喚起する。

5、行政執行法不當適用反對の件
 大會の決議に従ひ、全國大會及社會民衆黨大會に提出し、第五十八議會には、片山代議士をして奪關せしめ、相當の効果を擧げる事が出來た。

6、組合員手帖及切手制度の實施を加盟組合に勧告するの件
 現在の實施狀況左の如し。

- 組合員手帖の採用組合——東京鐵工組合
 - 切手制度の實施組合——東京鐵工組合、神奈川合同労働組合、東京水道同志會
- 以上の如く成績餘り振はざる爲め、理事會は、第八回大會にこの實施の決議案を提出して居る。
- 7、組合行政機關運用研究調査委員會設置に關する件**
 右に就いては、未だ委員會の設置を見るに至つて居らないが、執行委員會は、(イ)同盟會聯合會、組合、支部、支部聯合等の各種機關の名稱を整理統一、(ロ)大會の開催明日の統一、(ハ)事務の系統の整理統一の三項を中心として

調査研究せしむる委員會を設置することに決定して居る。

8、總同盟所屬組合定期大會開催期間全國的に統一するの件
 右の件は、今尙研究中に屬し、同盟としても實現されて居らない。依つて全國大會には提出して居らない。執行委員會は速やかに實現の爲めに努力して居る。

9、關東同盟會内に完全なる共濟組合設置の件
 執行委員會は、之に關して左の如き細則を作製した。

- 日本労働總同盟東部労働同盟會**
共濟相互金庫規約(草案)
- 總則**
- 第一條 本金庫は、日本労働總同盟東部労働同盟會共濟相互金庫ト稱シ、加盟組合員ノ相互保險並事業ヲ行フヲ以テ目的トス
 - 第二條 本金庫ハ、前條ノ目的ヲ達スル爲メ先ツ火災保險部ヲ設置シ更ニ其成績ニヨリ順次必要ナル失業、争議、傷害、病疾、養老、死亡等ノ完全ナル共濟部門ヲ設置シ、別ニ定ムル規定ニヨリ事業ヲ行フモノトス
 - 第三條 本金庫ハ、管理委員會之ヲ管理スルモノトス
 - 第四條 管理委員會ハ右ノ方法ニヨリ選出サレタル委員ニヨリ構成ス